

4 自立支援給付と地域生活支援事業

新しい制度の全体像としては、大きく分けて、「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」の2つからなります。

自立支援給付のサービス内容

区 分		サービス内容	区 分		サービス内容		
介 護 給 付	訪 問 系	居宅介護 (ホームヘルプ)	介 護 給 付	居 住 系	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)		
		重度訪問介護			共同生活介護 (ケアホーム)		
		行動援護			共同生活援助 (グループホーム)		
		重度障害者等包括支援			自立訓練 (機能訓練・生活訓練)		
	日 中 活 動 系	児童デイサービス	訓 練 等 給 付	日 中 活 動 系	就労移行支援		
		短期入所 (ショートステイ)			就労継続支援 (A型・B型)		
		療養介護			自 立 支 援 医 療	<ul style="list-style-type: none"> ・精神通院医療；精神通院医療費の一部を公費負担する制度。 ・更生医療；18歳以上の身体に障害のある人の障害を軽減したり、機能を回復させる手術を行う等、更生に必要な医療費を給付する制度。 ・育成医療；内容は「更生医療」と同様。18才未満対象。 	
		生活介護					
		補装具費					義肢、車いすなどの購入に際し、補装具費(購入費、修理費)の支給をします。

地域生活支援事業のサービス内容

区 分	サービス内容	区 分	サービス内容
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。 また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。	地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付または貸与を行います。	日中一時支援事業	在宅の障害児・者を、障害福祉サービス事業所、地域の社会資源等を活用して一時預かり、家族の就労支援や一時的な休息を支援します。

お問い合わせ 健康福祉課 社会福祉G(内線236)